

公示番号：170645

国名：コモロ

担当部署：人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

案件名：コミュニティレベルの母子栄養改善を目的とした啓発普及／IEC 支援業務
(二年次)(母子栄養／IEC)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：母子栄養／IEC
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年10月上旬から2018年7月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.80M/M、現地 6.67M/M、合計 7.47M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 110日、国内整理 1日
- ・ 第2次 国内準備 5日、現地業務 90日、国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年9月26日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

- (2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|-------------------|----------|
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |
| | (計 100点) |

類似業務	母子保健、栄養に係る各種 IEC 業務
対象国／類似地域	コモロ／全途上国
語学の種類	英語または仏語（仏語が望ましいが、英仏通訳をつけて業務に携わることも可）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

コモロ政府は、SCADD（成長の加速化と持続的開発戦略文書 2015-2019）の中で保健分野を優先課題の一つとして定めている。同国における5歳未満児死亡率及び5歳未満児栄養不良状況はMDGターゲットを達成できず、依然として5歳未満児死亡率出生1,000当たり78、2,500g未満の低出生体重児25%、成長阻害の子供32.1%を示すなど、子どもの栄養不良の発生率は非常に高い（UNICEF 子ども白書（2015年））。

コモロ政府は「栄養と食料に関する国家戦略（2015～2019年）（以下、国家栄養戦略書）」を策定し、国家を挙げて栄養不良対策を講じている。同戦略では、①世帯食料安全保障、②栄養不良治療のためのマネジメント、③就学前、就学児童の栄養状態改善、④緊急時の準備と緊急時の栄養対策、等々を骨子として、母子を中心とした栄養改善に取り組むとしている。またコモロ政府は、2013年から全世界の55カ国が加入する国際的な栄養改善ネットワークであるSUN（Scaling Up Nutrition）プログラムに参加している。

JICAはコモロ政府に対し、コミュニティのエンパワーメントを通じて直接住民に裨益する分野に焦点をあてて援助を実施しており、保健・医療はそのひとつである。また同国の貧困削減計画に沿った援助を、国際機関との連携を密にとり実施していくこととしており、2013年からUNICEFと連携し「母と子どものための健康対策特別機材供与」により栄養改善に係る資機材（薬品・栄養剤など）を供与している。

コモロ政府の国家栄養戦略書では、IEC¹の促進について、①栄養改善に係る国家IEC戦略の策定、②コミュニティ、特に女性、若者、子どもを対象としたIECプログラムの実施、③啓発普及を実施するためのIEC教材作成等を実施するとしている。UNICEFは急性・慢性栄養不良の治療支援を行っているが、予防（慢性栄養不良含む）の観点からコミュニティを対象としたIEC支援が必要とされている。具体的には、国家啓発普及戦略の策定と実施を通して、母子の栄養不良予防に向けた知識と実践が向上し、その結果、母親及び5歳未満児の栄養不良と栄養状況が改善されることが期待されており、上記を踏まえコモロ政府は、JICAにコミュニティレベルの母子栄養改

¹Information, Education and Communication（IEC）とは保健医療サービスの提供において、正確な情報を伝達し、住民を教育し対話を重ねる中で、サービス利用者の理解を深め、利用度を高めようとする活動である。

善を目的とした啓発普及／IEC 支援アドバイザーを要請した。

7. 業務の内容

本業務従事者は、コモロ政府保健省・家族計画局をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、UNICEFをはじめWB、WHO、UNFPAを重要パートナー機関とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、C/P及び重要パートナー機関とともに母子栄養改善に係るコミュニティへの啓発普及活動戦略の策定、啓発普及ガイドライン及び教材の作成、コミュニティ保健普及員向けの研修教材の策定と研修支援を通して母親特に妊産婦・授乳婦の知識・意識向上、行動変容に貢献することが期待される。

尚、本案件では、下記6つの成果が期待されているが、本業務従事者には⑤-⑥の成果達成のための支援を期待しており、①-④に関しては、2016年9月から2017年4月まで別途派遣されていた専門家（一年次専門家）により支援が行われた。一年次専門家の成果進捗は以下に記載のとおりであり、本業務従事者は現地業務開始後に最新状況を確認すること。一年次専門家の業務内容の詳細は配布資料を参照。

尚、これらの事業目標、成果と活動に関しては、C/Pや重要パートナー機関と調整済みであり、参考資料のPDM/PO案（仏文）としてまとめてある。

- ① コミュニティを対象とした母子栄養改善に係る「母子栄養に関するコミュニティ啓発戦略」が策定される。
→内容承認済み、保健大臣署名の取付待ち。
- ② 「母子栄養に関するコミュニティ啓発戦略」を実現するための「啓発戦略実施・モニタリング評価計画」が作成される。
→最終ドラフト完成済、内容承認待ち。
- ③ 既存の「コミュニティ保健普及員の活動モニタリング・ツール²」に IEC に関する項目が含まれるよう改定する。
→既存のモニタリング・ツールは存在していなかったことが判明し、世界銀行の支援で新たに「IYCF (Infant and Young Children Feeding) 情報収集ツール」が作成され、その一部として一年次専門家は「CHW (Community Health Worker) 活動台帳」の作成を支援した。CHW 活動台帳は IYCF 情報収集ツールとともに最終化され、ツール使用マニュアルを世界銀行が作成中。
- ④ コミュニティを対象とした母子栄養改善に係る啓発活動普及戦略を実現するための「啓発普及／IEC 教材」が作成され、承認される（世銀プロジェクト「Comoros Social Safety Net Project³」が中心となり作成支援するため、日本人専門家は側面的技術支援を実施）。
→一年次専門家の派遣中には世銀プロジェクトが進捗せず、現在既存教材に基づく教材の作成や改訂が進められている。

² コミュニティを対象とした母子栄養改善に係る啓発普及戦略の進捗を確認する目的で使われ、特にコミュニティ保健普及員の活動を対象としたモニタリング・ツール

³ 世銀「Social Safety Net Project」は2015年から2019年にかけて貧困層4000世帯を対象に、セーフティーネット及び栄養改善サービスへのアクセス向上を目的として実施されている社会保障プロジェクトである。3つのコンポーネントのうち、一つが母子栄養改善であり、「最初の1000日」に着目した母子栄養改善サービスをコミュニティレベルで提供することにより、対象世帯の貧困からの脱却に寄与することを目指している。

- ⑤ コミュニティ保健普及員の母子栄養改善に係る啓発普及／IEC 実践能力が強化される。
- ⑥ コミュニティを対象とした母子栄養改善に係る啓発普及システムと仕組みが改善される。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (5 日間)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、コモロ政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、コモロ政府の栄養に関する現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきたコモロに対する協力の概要を把握・分析する。
- ② JICA 人間開発部及びマダガスカル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表(案)を含む全体業務ワークプラン(和文・仏文)を作成し JICA 人間開発部による確認ののち提出する。併せて、マダガスカル事務所にもデータを送付する。

(2) 第 1 次現地業務期間 (110 日間)

- ① 現地業務開始時に、JICA マダガスカル事務所に全体業務ワークプランの説明を行う。
- ② 通訳を兼務するローカルコンサルタントを選定。
- ③ C/P 機関に全体業務ワークプラン(仏文)を提出し、了承を得る。
- ④ 保健省関連部局やドナー関係者からヒアリングを行い、一年次専門家が作成支援した「母子栄養に関するコミュニティ啓発戦略」、「啓発戦略実施・モニタリング評価計画」、「IYCF 情報収集ツール」の最新状況を把握する。
- ⑤ 「母子栄養に関するコミュニティ啓発戦略」及び「啓発戦略実施・モニタリング評価計画」の最終承認・保健大臣署名を確認後、保健省による同文書の全国配布を支援する。
- ⑥ 世銀プロジェクトにより進められている「IYCF 情報収集ツール使用マニュアル」、「啓発普及／IEC 教材」の作成状況を把握し、世銀と連携し保健省に対して技術的支援を行う。
- ⑦ 上記各種文書に基づき、コミュニティ保健普及員を対象とした母子栄養改善に係る「研修計画」及び「研修モジュール」を C/P とともに作成する。
- ⑧ 保健省が実施するナショナル講師研修(Training of Trainers: TOT)を支援する。
- ⑨ ナショナル講師によるコミュニティ保健普及員を対象としたパイロット研修を C/P とともに実施する。パイロット研修は以下の内容を想定しているが、詳細は C/P と協議のうえ決定すること。
 - ア) 研修場所：グランドコモロ島
 - イ) 対象地域：グランドコモロ島、アンジュアン島、モヘリ島から 2 村ずつ
 - ウ) 対象者：各村から地域保健ボランティア 2 名＋医療従事者 2 名 (3 島 × 2 村 × 4 名 = 計 24 名)
 - エ) 研修期間：5 日間
- ⑩ 現地業務完了に際し、第 1 次現地業務結果報告書(仏文)を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。

- ⑪ マダガスカル事務所に第 1 次現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（3）第 1 次国内整理期間（1 日間）

第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文・仏文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

（4）第 2 次国内準備期間（5 日間）

第 2 次派遣ワークプラン（和文・仏文）を作成、人間開発部による確認の後提出する。併せて、マダガスカル事務所にもデータを送付する。

（5）第 2 次現地派遣期間（90 日間）

- ① 現地業務開始時に、マダガスカル事務所に第 2 次派遣ワークプランの説明を行う。
- ② C/P 機関に第 2 次派遣ワークプラン（仏文）を提出し、了承を得る。
- ③ 第 1 次派遣で実施したパイロット研修の対象地域を C/P とともに訪問し、コミュニティ保健普及員の活動のモニタリング及びスーパービジョンを行う。
- ④ コミュニティレベルでの活動状況を踏まえ、これまで作成された各種文書、ツール、研修モジュールを改善する。
- ⑤ 一年次専門家の活動も踏まえてこれまでの成果について総括し、今後の改善案をまとめ、関係者と共有する。
- ⑥ 関係者のコメントに基づき、コモロにおける母子栄養改善に係る啓発普及システムの構築について最終レポートとしてまとめ、配布する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、第 2 次現地業務結果報告書（仏文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑧ JICA マダガスカル事務所に第 2 次現地業務結果報告書（仏文）を提出し、現地業務結果を報告する。

（6）帰国後整理期間（5 日間）

専門家業務完了報告書（和文）及び C/P と協働して作成した「IYCF 情報収集ツール及び使用マニュアル」、「啓発普及／IEC 教材」、「研修計画」、「研修モジュール」、及び「母子栄養改善に係る啓発普及システムの構築についての最終レポート」等の各種技術協力成果品の和文要約を作成し、JICA 人間開発部に提出し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

（1）業務ワークプラン（全体及び第 2 次派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA マダガスカル事務所へ各 1 部）

仏文 3 部（JICA 人間開発部、JICA マダガスカル事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 第1次現地業務結果報告書

和文及び仏文。提出部数は以下のとおり。

仏文3部（JICA 人間開発部、JICA マダガスカル事務所、C/P 機関へ各1部）

和文2部（JICA 人間開発部、JICA マダガスカル事務所へ各1部）

(3) 第2次現地業務結果報告書

仏文のみ。提出部数は以下のとおり。

3部（JICA 人間開発部、JICA マダガスカル事務所、C/P 機関へ各1部）

第2次現地業務結果報告書には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ コモロにおける母子栄養改善に係る啓発普及システムの構築についての総括及び提言

(4) 専門家業務完了報告書（和文4部）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 人間開発部及びマダガスカル事務所に提出する。

C/P と協働して作成した「IYCF 情報収集ツール及び使用マニュアル」、「啓発普及／IEC 教材」、「研修計画」、「研修モジュール」、及び「母子栄養改善に係る啓発普及システムの構築についての最終レポート」等の各種技術協力成果品については各次報告書に参考資料として添付して提出すること。また、一年次専門家が作成支援した文書についても改訂等が行われた場合は改めて添付することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク（または香港／シンガポール⇒ヨハネスブルグ）⇒アンタナナリボ（マダガスカル事務所説明）⇒モロニ⇒アンタナナリボ（マダガスカル事務所報告）⇒バンコク（またはヨハネスブルグ⇒香港／シンガポール）⇒日本を標準とします。

(2) 一般業務費

本件業務は、臨時会計役を委嘱することのできる JICA 拠点が存在しないコモロでの業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

一般傭人費（ローカルコンサルタント・通訳兼務）：1,600 千円

車両関連費（通勤を除く業務用）：1,000 千円

借料損料（研修会場）：33 千円

消耗品費（事務用品）：50 千円
旅費・交通費（研修参加者・専門家モニタリング）：1,288 千円
通信・運搬費（携帯電話通信費）：50 千円
資料等作成費（作成資料印刷費）：1,030 千円
雑費（各種ミーティング、ワークショップ開催費）：1,200 千円

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載のとおりとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

マダガスカル事務所からの情報提供あり

イ) 宿舎手配

マダガスカル事務所からの情報提供あり

ウ) 車両借上げ

マダガスカル事務所からの情報提供あり

エ) 通訳備上

必要に応じて現地活動費により英語⇄仏語通訳を兼務するローカルコンサルタントを雇用する。

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、マダガスカル事務所スタッフがスケジュールのアレンジを行う。

カ) 執務スペースの提供

保健省及び UNICEF 内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当 JICA 人間開発部保健第一グループ保健第二チーム（TEL: 03-5226-8370）にて配布します。

- ・ コモロ政府作成の関連報告書
- ・ 本案件 PDM/PO 案(仏文)
- ・ コミュニティレベルの母子栄養改善を目的とした啓発普及／IEC 支援業務業務完了報告書（和文・仏文）

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。（受領と共に右に同意いただいたものとします。）

ア) 独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程

イ) 情報セキュリティ管理細則

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② コモロにおいて業務で使用される言語はフランス語のため、フランス語ができることが望ましいですが、ローカルコンサルタント（通訳兼務）の備上を想定していますので、十分な英語力があれば業務遂行可能です。
- ③ 本案件は、IEC 教材やマテリアルの作成支援が中心ではなく、コミュニティレベルの母子栄養改善を目的とした啓発普及戦略作成や仕組みづくり支援が中心となります。
- ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ⑤ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となる場合があります。
- ⑥ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上